

指定訪問介護サービス利用料金表

○提供するサービスの利用料、利用者負担額について（介護保険を適用する場合）

| 身体介護 | | | | | | |
|----------|-------|------|--------|--------|--------|--------|
| 区分 | | 基本単位 | 利用料 | 利用者負担額 | | |
| | | | | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
| 20分未満 | 昼間 | 163 | 1,665円 | 167円 | 333円 | 500円 |
| | 早朝/夜間 | 204 | 2,083円 | 208円 | 417円 | 625円 |
| 20分以上 | 昼間 | 244 | 2,492円 | 249円 | 498円 | 748円 |
| 30分未満 | 早朝/夜間 | 305 | 3,115円 | 312円 | 623円 | 935円 |
| 30分以上 | 昼間 | 387 | 3,952円 | 395円 | 790円 | 1,186円 |
| 1時間未満 | 早朝/夜間 | 484 | 4,942円 | 494円 | 988円 | 1,483円 |
| 1時間以上 | 昼間 | 567 | 5,790円 | 579円 | 1,158円 | 1,737円 |
| 1時間30分未満 | 早朝/夜間 | 709 | 7,239円 | 724円 | 1,448円 | 2,172円 |

| 生活援助 | | | | | | |
|-------|-------|------|--------|--------|------|------|
| 区分 | | 基本単位 | 利用料 | 利用者負担額 | | |
| | | | | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
| 20分以上 | 昼間 | 179 | 1,828円 | 183円 | 366円 | 548円 |
| 45分未満 | 早朝/夜間 | 224 | 2,288円 | 229円 | 458円 | 686円 |
| 45分以上 | 昼間 | 220 | 2,247円 | 225円 | 449円 | 674円 |
| | 早朝/夜間 | 275 | 2,808円 | 281円 | 562円 | 842円 |

【地域区別の単価(7級地 10.21円)を含だ計算となっております。】

★ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問介護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問介護計画の見直しを行います。

★ 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て2人の訪問介護員によるサービス提供を行ったときは、上記金額の2倍になります。

| 加算 | 基本単位 | 利用料 | 利用者負担額 | | | 算定回数等 |
|----------------|----------------|-------------|--------|-------|-------|-------------------------------|
| | | | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 | |
| 特定事業所加算(Ⅱ) | 所定単位数の10/100 | 左記の単位数×地域区分 | 左記の1割 | 左記の2割 | 左記の3割 | 1回につき |
| 緊急時訪問介護加算 | 100 | 1,021円 | 102円 | 204円 | 306円 | 1回の要請に対して1回 |
| 初回加算 | 200 | 2,042円 | 204円 | 408円 | 613円 | 初回利用のみ1月につき |
| 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) | 所定単位数の245/1000 | 左記の単位数×地域区分 | 左記の1割 | 左記の2割 | 左記の3割 | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数) |

★ 特定事業所加算は、サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質や確保や介護職員の活動環境の整備、重度要介護者への対応などを行っている事業所に認められる加算です。

★ 緊急時訪問介護加算は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、訪問介護員等が居宅サービス計画にない指定訪問介護(身体介護)を行った場合に加算します。

★ 初回加算は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した指定訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら指定訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が指定訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。

★ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。これらの加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業料金表

○提供するサービスの利用料、利用者負担額について（介護保険を適用する場合）

※単位あたりの単価(10.21円)を含んでいます。

| サービス区分 | 1月当たりの回数を定める場合 | 基本単位 | 利用料 (1回) | 利用者負担額 | | | |
|---|----------------------------|----------------------------------|-------------|--------|-------------|------|------|
| | | | | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 | |
| 介護予防 訪問介護 相当サービス 【訪問型サービス（独自） A2】 | (1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 | 事業対象者※ 要支援1・要支援2 週1回～週3回程度 | 287 | 2,930円 | 293円 | 586円 | 879円 |
| | (2)生活援助が中心である場合 | (一)所要時間20分以上45分未満の場合 | 179 | 1,827円 | 183円 | 366円 | 549円 |
| | | (二)所要時間45分以上の場合 | 220 | 2,246円 | 225円 | 450円 | 674円 |
| | (3)短時間の身体介護が中心である場合 | | 163 | 1,664円 | 167円 | 333円 | 500円 |
| 訪問型サービス A1(えぶろんサービス) | 事業対象者※要支援1 | 週1回程度の利用 | 241 | 2,460円 | 246円 | 492円 | 738円 |
| | 要支援2・ケアマネジメントの結果必要な方 | 週2回程度の利用 | 242 | 2,470円 | 247円 | 494円 | 741円 |

※介護予防・生活支援サービス事業対象者

★「週○回程度の利用が必要な場合」とあるのは、週当たりのサービス提供の頻度による区分を示すものですが、提供月により月間のサービス提供日数が異なる場合であっても、利用料及び利用者負担額は変動せず定額となります。

★利用者の体調不良や状態の改善等により個別計画に定めたサービス提供区分よりも利用が少なかった場合、又は個別計画に定めたサービス提供区分よりも多かった場合であっても、月の途中でのサービス提供区分の変更は行いません。なお、翌月のサービス提供区分については、利用者の新たな状態に応じた区分による個別計画を作成し、サービス提供を行うこととなります。

★単体でも組合せでも1月の上限は「3,727単位」です、また(2)生活援助が中心である場合の上限は要支援1・2いずれも(一)が20回、(二)が16回です。

※単位あたりの単価(10.21円)を含んでいます。

| 加算 | 基本単位 | 利用料 | 利用者負担額 | | | 算定回数等 |
|----------------|--------------------|------------------|-----------|-----------|-----------|-------------------------------|
| | | | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 | |
| 初回加算 | 200 | 2,042円 | 205円 | 409円 | 613円 | 初回利用のみ1月につき1回 |
| 介護職員等処遇改善加算(1) | 所定単位数の 245/1000 | 左記の単位数 × 地域区分 | 左記の 1割 | 左記の 2割 | 左記の 3割 | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数) |

★ 初回加算は、新規に個別計画を作成した利用者に対して、初回に実施した指定予防訪問事業と同月内に、サービス提供責任者が、自ら指定予防訪問事業を行う場合又は他の訪問介護員等が指定予防訪問事業のサービスを行う際に同行訪問した場合に加算します。

★ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。これらの加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

★ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合) 上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えて枚方市に第1号事業支給費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。